

第4号議案

新城市財産区管理会条例の一部改正

新城市財産区管理会条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

平成30年2月22日提出

新城市長 穂 積 亮 次

新城市財産区管理会条例の一部を改正する条例

新城市財産区管理会条例（平成17年新城市条例第238号）の一部を次のように改正する。

第9条を第10条とし、第8条を第9条とし、第7条の次に次の1条を加える。

（報酬及び費用弁償）

第8条 委員の報酬の額は、日額7,500円とする。ただし、職務に従事した時間が1日2時間以内の場合は、日額5,000円とする。

2 委員の費用弁償の額は、新城市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年新城市条例第51号）第6条の規定に準拠して市長が別に定める額とする。

3 委員の報酬及び費用弁償の支給方法は、新城市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例の規定の例による。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

理 由

この案を提出するのは、財産区管理委員の報酬の額を統一する等のため必要があるからである。